

IAF (Industrial Automation Forum) プロジェクトに関する細則

(プロジェクトの設置)

第1条 プロジェクトは、IAF 会則第15条の規定に基づきに基づき、運営委員会の議決により設置することができる。

- 2 プロジェクトは、既存のあるいは新規に設立される本会以外の非営利目的の法人または任意団体、あるいはその下部組織に設置されてもよい。ただし、その非営利目的の法人または任意団体は、本会の正会員でなければならない。

(プロジェクトの構成)

第2条 プロジェクトは、会員に対する公募により、その参加者を募集しなければならない。ただし、プロジェクトが、既存のあるいは新規に設立される本会以外の非営利目的の法人または任意団体、あるいはその下部組織に設置された場合は、運営委員会においてプロジェクト参加者に関する協議を行うものとする。

- 2 本会の正会員は、プロジェクトに参加することができる。
- 3 プロジェクトに参加する正会員の標準化団体には、その標準化団体を代表するメンバーの参加を認めるものであり、その標準化団体の個別メンバーの参加は認めない。
- 4 本会の学会会員及び情報会員のプロジェクトへの参加資格については、プロジェクト毎に決定し運営委員会の承認を得なければならない。
- 5 本会の会員以外の企業・事業者・非営利目的の法人・任意団体のプロジェクトへの参加は、プロジェクト毎に決定し、運営委員会の承認を得なければならない。また、参加にあたっては、プロジェクト毎に決定され、運営委員会の承認を得た特別参加費を支払わなければならない。

(プロジェクトの運営)

第3条 プロジェクトのリーダーは、これに参加する正会員の中から選任し、運営委員会の承認を得なければならない。

- 2 プロジェクトは、活動状況を運営委員会へ報告しなければならない。
- 3 リーダーは、必要に応じて若干名の副リーダーまたは幹事を、プロジェクトの参加者より指名することができる。
- 4 プロジェクトは、必要に応じて分科会を設置することができる。
- 5 プロジェクトの活動状況及び決定事項は、会員に公開されなければならない。

付 則 1 (2014年5月26日)

この細則は、運営委員会で承認された日(2014年5月26日)から施行する。

付 則 2 (2023年5月16日)

この細則は、第2条第5項を追加し、運営委員会で承認された日(2023年5月16日)から改定する。